

Weekly Report

第393号
平成29年1月23日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

贈与税の申告に関する注意点等

28年分の贈与税の申告は、2月1日から受付が開始されます（3月15日まで）。

◆贈与税の申告が必要な方は

贈与税は、個人から財産の贈与を受けた場合にかかります。28年中に110万円を超える財産の贈与を受けた方、相続時精算課税制度や住宅取得等資金の非課税制度などを適用する方は、申告が必要です。

なお、保険料を負担していない人が生命保険金を受け取った場合や、債務の免除などにより利益を受けた場合なども、贈与を受けたものとみなされます。

一方、扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために通常必要な贈与は、贈与税の対象外です。

◆贈与に係る主な制度の概要など

◎暦年課税……基礎控除は受贈者ごとに年間110万円なので、贈与者の人数に関わらず合計110万円以下の場合には申告不要です。なお、20歳以上の方が直系尊属（父母や祖父母など）から贈与を受けた財産に係る税額の計算は「特

例税率」が適用されます。

◎相続時精算課税……60歳以上の親又は祖父母からの贈与について、暦年課税に代えて適用できます（特別控除額2500万円）。贈与者ごとに選択できますが、贈与者が亡くなるまで適用され、暦年課税は適用できません。なお、同制度を選択した贈与者からの贈与は110万円以下でも申告が必要です。

◎住宅取得資金に係る非課税措置……直径尊属からの住宅取得資金の贈与について、28年中に住宅用家屋の新築等を契約した場合は700万円（省エネ等住宅1200万円）まで非課税となります（東日本震災被害者は1000万円・1500万円）。適用には期限内の申告が必要です。

専業主婦がiDeCoに加入する場合の掛金

今年から、個人型確定拠出年金「iDeCo」（加入者が金融機関を通じて自ら運用を行い、公的年金に上乗せする私的年金）は、基本的に60歳未満の全ての方が利用できるようになりました。

専業主婦など第3号被保険者も新たに加入対象となりましたが、掛金は個人払込（本人名義の預金口座からの引落）に限定されており、世帯主などがまとめて支払うことはできません。

また、掛金は「小規模企業共済等掛金控除」として全額が所得控除の対象となりますが、加入者本人の掛金しか所得控除できません。そのため、第3号被保険者の方に課税所得がない場合は、所得控除のメリットは受けられません。

申告等の窓口提出は「提出票」が必要に

申告書・届出書等の税務関係書類を税務署の総合窓口（管理運営部門の窓口）に提出する際に、今年から「提出票」の記載・提出が必要となりました（提出票は総合窓口で渡されます）。

これは、28年分の確定申告等からマイナンバーの記載が必要となり、税務署に多くのマイナンバー記載書類が提出されることから、従来にも増して厳格に管理するために実施されるものです。

なお、総合窓口以外に提出する場合には、原則として提出票は不要です。